

令和 4 年度

第 3 回 第二農地部会定例会議事録

令和 4 年 6 月 30 日（木）

ユートピアくびき希望館 2 階 第 2 会議室

## 令和4年度 第3回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和4年6月30日(木) 午後3時00分  
会 場 ユートピアくびき希望館 2階 第2会議室

### 1 出席委員

#### (1) 農業委員(10名)

19番	上野 栄一	5番	岸田 健	1番	小山 一成
2番	五十嵐 隆一	9番	大滝 正秋	10番	滝沢 記一
17番	岩崎 欣一	18番	長瀬 一成	20番	竹原 よし子
21番	望月 博				

#### (2) 農地利用最適化推進委員(15名)

(安塚区) 高波 澄男、青田 俊一  
(浦川原区) 田鹿 敏行、(大島区) 高橋 三登一、田邊 清一  
(牧区) 米川 尚登、金井 薫、中川 正道  
(柿崎区) 宮川 武彦、小池 孝志  
(大潟区) 細谷 正夫、(頸城区) 大島 伸一  
(吉川区) 中嶋 琢郎、(三和区) 福原 弥、高橋 浩一

### 2 欠席委員

- (1) 農業委員… 22番 山本 誠信、24番 笠原 浩一の2名  
(2) 農地利用最適化推進委員…(浦川原区) 井部 慎一、(柿崎区) 長井 恒夫  
(頸城区) 上井 康二、(吉川区) 常山 哲夫の4名

### 3 職務のため出席

#### (1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎 賢恵		
浦川原区駐在室	副主任	笠原 英明		
大島区駐在室	班長	上野 元之		
牧区駐在室	副主任	井田 義之		
柿崎区駐在室	室長	小林 隆浩	主任	上田 良広
大潟区駐在室	班長	佐藤 憲司		
頸城区駐在室	主任	関間 邦明		
吉川区駐在室	副主任	江村 秀幸		
三和区駐在室	班長	中条 崇		

### 4 会議に附した事件

#### (1) 議事録署名委員の氏名

1番 小山 一成 5番 岸田 健

## (2) 審議案件

### ①安塚区駐在室管内分

- 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について
- 議案第 2 号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について
- 議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 4 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

### ②浦川原区駐在室管内分

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について
- 議案第 2 号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について

### ③大島区駐在室管内分

- 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項許可申請について
- 議案第 3 号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について

### ④牧区駐在室管内分

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について
- 議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

### ⑤柿崎区駐在室管内分

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について
- 議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 3 号 農用地利用配分系案に係る意見について

### ⑥大潟区駐在室管内分

- 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

### ⑦頸城区駐在室管内分

- 議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項許可申請について
- 議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

### ⑧吉川区駐在室管内分

- 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について
- 議案第 3 号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について
- 議案第 4 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 5 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

### ⑨三和区駐在室管内分

- 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について
- 議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 4 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後3時 それでは、これより令和4年度第3回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、上野部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(上野部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員10名、欠席委員2名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員15名、欠席推進委員4名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>1番 小山 一成 委員、5番 岸田 健 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 次の「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、代表者が憲章を読み上げますので、他の皆さんは着座のまま、黙読をお願いいたします。</p> <p>それでは、2番 五十嵐 隆一 委員に読み上げていただきます。</p> <p>五十嵐委員、よろしく願いいたします。</p>
五十嵐委員	<p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議 長	<p>五十嵐委員、ありがとうございました。</p>
議 長	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>《安塚区駐在室の議案》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>

<議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について>

議 長

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

安塚区

安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。

駐在室

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」ご説明いたします。

1頁、2101番をご覧ください。

東北電力ネットワーク株式会社が「工事用地」として一時転用するものです。

2頁に位置図、3頁と4頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者である東北電力ネットワーク株式会社が送電設備撤去工事を行うため、工事ヤードとして利用するものです。

工期は令和4年7月1日から令和4年12月23日までです。

農振地域内にある農地ですが、工事の性質上、他の土地では代用することができない一時的な利用であり、許可基準を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について>

議 長

議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。

安塚区

議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」、「1農業振興地域の農用地区域への編入」3件をご説明いたします。

駐在室

5頁、番号1番から3番をご覧ください。

変更理由は、いずれも中山間地域農業の生産条件の不利を補正、支援するため、農業上の利用を確保することが必要な土地であり、また地権者及び耕作者も今後10年以上耕作を継続する意向があることから、農用地として確保すべき土地として編入するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

す。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

安塚区  
駐在室

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定1件をご説明いたします。6頁、番号2136番をご覧ください。

番号2136番は、契約期間満了に伴う再設定です。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

安塚区  
駐在室

議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権設定1件をご説明いたします。7頁、番号2106番をご覧ください。

人・農地プランに登載されている担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借

り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

**＜浦川原区駐在室の議案＞**

議 長

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

**＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞**

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

浦川原区  
駐在室

浦川原区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1頁、番号2507番から2509番までの3件をご覧ください。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、農地中間管理機構へ貸付予定です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

**＜議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について＞**

議 長

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

浦川原区  
駐在室

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。

2頁、番号2501番をご覧ください。

東北電力ネットワーク株式会社が「工事用地」として一時転用するものです。

3 頁に位置図、4 頁から 7 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者である東北電力ネットワーク株式会社が送電設備撤去工事を行うため、ヘリポート及びヘリ荷吊り場用地として利用するものです。

工期は許可日から令和 4 年 12 月 23 日までです。

農振地域内にある農地ですが、工事の性質上、他の土地では代用することができない一時的な利用であり、許可基準を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第 2 号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について>

議 長

議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。

浦川原区  
駐在室

議案第 2 号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1 件、「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」2 件の計 3 件を説明いたします。

はじめに、8 頁、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1 件を説明いたします。

変更理由は、中山間地域農業の生産条件の不利を補正、支援するため、農業上の利用を確保することが必要な土地であり、また地権者及び耕作者も今後 10 年以上耕作を継続する意向があることから農用地として確保すべき土地として編入するものです。

次に、9 頁、「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」2 件を説明いたします。

番号 1 番は、治山事業のため農用地区域から除外するものです。

10 頁に位置図、11 頁、12 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

番号 2 番は、住宅建設のため農用地区域から除外するものです。

13 頁に位置図、14 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま



す。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

**〈大島区駐在室の議案〉**

議 長

次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

**〈議案第1号 農地法第3条許可申請について〉**

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大島区  
駐在室

大島区駐在室です。よろしくお願いたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。

1頁、番号2902番をご覧ください。

譲受人が自身の宅地に隣接する申請地を畑として耕作したいため、譲渡人に相談したところ、合意に至ったため、売買により所有権移転するものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

**〈議案第2号 農地法第4条第1項許可申請について〉**

議 長

議案第2号「農地法第4条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

大島区  
駐在室

議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」ご説明いたします。

2 頁、番号 2901 番をご覧ください。

大島区牛ヶ鼻地内の農地にキハダの苗木を植林するものです。

3 頁に位置図、4 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請地は、農地としての条件が悪く休耕田となっている田について、土地の荒廃防止を図るため、新潟県民有林造林事業を活用し、キハダの苗木 300 本、3,392 ㎡を植林するものです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であるため、第 2 種農地に該当するものと判断いたしました。

工期は、許可日から令和 4 年 12 月末日までです。

転用にあたり、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

#### <議案第 3 号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について>

議 長

議案第 3 号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。

大島区  
駐在室

議案第 3 号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1 件を説明いたします。

5 頁をご覧ください。

変更理由は、中山間地域農業の生産条件の不利を補正、支援するため、農業上の利用を確保することが必要な土地であり、また地権者及び耕作者も今後 10 年以上耕作を継続する意向があることから、農用地として確保すべき土地として編入するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪牧区駐在室の議案≫

議 長

次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

牧区

牧区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

駐在室

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。1頁、番号3311番をご覧ください。

合意による解約であり、返還後の利用計画は、休耕です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について＞

議 長

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。

牧区

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」1件を説明いたします。

駐在室

2頁、番号1番をご覧ください。

牧区高尾地内の農地を駐車場兼雪捨て場に整備するため、農用地区域から除外するものです。

3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたしま

す。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

牧区  
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 1 件を説明いたします。5 頁、番号 3376 番の 1 件をご覧ください。

譲渡人が財産処分のため、利用権を設定している譲受人に対し、売買により所有権移転するものです。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして貸借権設定 5 件を審議いたしますが、6 頁、番号 3378 番の 1 件は、長瀬委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、長瀬委員は一時退席をお願いいたします。

(長瀬委員退席)

議 長

それでは、長瀬委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

牧区  
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」長瀬委員に関連する貸借権設定 1 件を説明いたします。6 頁、番号 3378 番の 1 件をご覧ください。

3378 番は、契約期間満了に伴い、新たに利用権を設定するものです。

なお、終期は中山間地域等直接支払いの契約と合わせるため、令和 12 年 3 月 7 日に設定するものです。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たし

ているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、長瀬委員関連の番号 3378 番の 1 件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

ただ今の審議の結果、原案どおり決定することといたします。

(長瀬委員復席)

議 長

続きまして、貸借権設定 5 件のうち、長瀬委員関連の番号 3378 番を除く 4 件について、事務局の説明を求めます。

牧区  
駐在室

貸借権設定 4 件のうち、特徴的な案件に絞って説明いたします。

6 頁、番号 3377 番は、契約期間満了を迎えるため、新たに利用権を設定するものです。

7 頁、番号 3381 番は、契約期間満了から 7 か月以上経過したことから、新たに利用権を設定するものです。

これら 4 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

議 長 <<柿崎区駐在室の議案>>

次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

議 長 <<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>>

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

柿崎区 柿崎区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

駐在室 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1頁、番号3739番から3740番までの2件をご覧ください。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、休耕2件です。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

議 長 <<議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について>>

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。

柿崎区 議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」、「1農業振興地域の農用地区域からの除外」1件を説明いたします。

駐在室 2頁、番号1番をご覧ください。

1番は、柿崎区山谷地内の農地を資材置場に整備するため、農用地区域から除外するものです。

3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。

申請者は、柿崎区山谷地内で産業機械部品の加工及び製造を行っていますが、規模拡大に伴い、製品の保管場所が手狭になったことから、工場敷地に近接する当該地を資材置場として整備するものです。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 本件について、同意することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、5 頁、番号 3903 番の 1 件は、岸田委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、岸田委員は一時退席をお願いいたします。

(岸田委員退席)

議 長

それでは、岸田委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

柿崎区  
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」岸田委員に関連する貸借権設定 1 件を説明いたします。5 頁、番号 3903 番の 1 件をご覧ください。

3903 番は、耕作条件が良くないため、近隣で耕作している譲受人が使用貸借により借り受けるものです。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、岸田委員関連の番号 3903 番の 1 件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

ただ今の審議の結果、原案どおり決定することといたします。

(岸田委員復席)

議 長

続きまして、貸借権設定 8 件のうち、岸田委員関連の番号 3903 番の 1 件を除く 7 件について、事務局の説明を求めます。

柿崎区

貸借権設定 7 件のうち、特徴的な案件に絞って説明いたします。

駐在室	<p>5 頁、番号 3904 番から 6 頁、3909 番までの 6 件は、これまで借り手との間で利用権を設定していましたが、契約期間が満了したことから、新たに利用権を設定するものです。</p> <p>これら 7 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について&gt;</b></p> <p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権設定 1 件を説明いたします。7 頁、番号 3720 番をご覧ください。</p> <p>3720 番は、これまで相対で利用権を設定していましたが、耕作者が農地中間管理事業への移行を希望されたことから、新たに農地中間管理機構を通じて農地を借り受けるものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>



議 長 <<大潟区駐在室の議案>>

次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

議 長 <<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>>

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大潟区 駐在室 大潟区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定2件をご説明いたします。1頁、番号4678番から4679番をご覧ください。

いずれも期間満了に伴う再設定です。

これら2件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長 賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

議 長 <<議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について>>

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

大潟区 駐在室 議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権設定1件についてご説明いたします。2頁、番号4601番をご覧ください。

人・農地プランに搭載されている担い手が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪頸城区駐在室の議案≫

議 長

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項許可申請について＞

議 長

議案第 1 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第 1 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」説明いたします。

1 頁、番号 5301 番をご覧ください。

頸城区舟津地内の農地に「一般個人住宅」を建設するものです。

2 頁に位置図、3 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。

申請者は、母親の高齢化により、バリアフリー化した、より動線の短いコンパクトな住居が必要となったことから、既存住宅に隣接する申請農地に一般個人住宅を建設するものです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第 2 種農地と判断いたしました。

工期は、許可日から令和 4 年 12 月 31 日までです。

転用にあたり、生活雑排水は農業集落排水により処理し、雨水は道路側溝へ排水することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。

なお、本案件につきましては、当該農地に申請者の祖父の代に土蔵が建築され、また、申請者が生まれる以前から休耕状態であったため、農地であるとの認識がないまま、平成 25 年の住宅新築に際し、土間コンクリートを打設し、住宅への通路及び駐車スペースとして利用しており、違反転用の状態でありました。

今回の許可申請にあわせ、これまでの経緯、並びに今後、農地法を遵守する旨を誓約した顛末書の提出がありましたので、申し添えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

＜議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 2 件を説明いたします。

4 頁、番号 5420 番及び番号 5421 番をご覧ください。

2 件とも、これまで農地利用集積円滑化団体を通じて利用権を設定していましたが、契約期間が満了したことから、新たに双方で賃貸借権を設定するものです。

これら 2 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

＜吉川区駐在室の議案＞

議 長

次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞

議 長

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

吉川区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」ご説明いたします。

1 頁、番号 6203 番の 1 件をご覧ください。

譲渡人、譲受人は親子であり、経営移譲に係る使用貸借権の再設定を行うものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

#### <議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について>

議 長

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。

2頁、番号6201番をご覧ください。

吉川区小苗代地内の農地に「資材置場」を設置するものです。

3頁に位置図、4頁と5頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

譲受人は、吉川区内において製材業を営んでいます。事業の拡大により、資材置場が不足することから、製材工場に隣接する申請農地を取得して、資材置場を確保するものです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、第2種農地に該当するものと判断いたしました。

土地利用計画は、資材置場316㎡を確保するものです。

なお、既存の事業に使用している宅地を含めて、事務所、工場等建築物1,500㎡、資材置場2,999㎡となります。工期は許可日から令和4年7月末日までです。

転用にあたり、雨水は地下浸透ですが、周辺には農地がないことから農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。

資材置場については、転用許可を得ずに使用していたため、違反転用の状態でありました。今回、違反状態を是正するため、顛末書を添付し、申請に至りました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

議 長

<議案第3号 上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について>

議案第3号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

議案第3号「上越農業振興地域整備計画変更に係る意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」1件を説明いたします。

6頁、番号1番をご覧ください。

吉川区西野島地内の農地に「車庫兼倉庫」を建設するため、農用地区域から除外するものです。

7頁に位置図、8頁に土地利用計画図を添付しましたのでご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

議 長

<議案第4号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定3件をご説明いたします。

9頁、番号6337番から6339番は、すべて契約期間満了に伴う再設定です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

議 長

**<議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見について>**

議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権設定3件を説明いたします。10頁、番号6210番から6212番をご覧ください。

いずれも人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪三和区駐在室の議案≫

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第1号 農地法第3条許可申請について>

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

三和区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

1頁、番号8601番をご覧ください。

譲渡人が財産処分のため、近隣で耕作している譲受人へ売買により所有権移転するものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべて満をたしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について>

議 長

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。

2頁、番号8602番をご覧ください。

三和区末野地内の農地を「工事用地」として一時転用するものです。

3頁に位置図、4頁と5頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。

申請者である東北電力ネットワーク株式会社が送電設備撤去工事を行うため、工事ヤードとして利用するものです。

工期は許可日から令和4年12月23日までです。

農振地域内にある農地ですが、工事の性質上、他の土地では代用することができない一時的な利用であり、許可基準を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

**<議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について>**

議 長

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定5件を説明いたします。6頁、8691番から7頁、8695番をご覧ください。

貸借権設定5件のうち、特徴的な案件に絞って説明いたします。

番号8691番は、契約期間満了に伴い、新たに利用権を設定するものです。

なお、終期は譲受人が機構を通じて借り受けている筆と合わせるため、令和8年3月9日に設定するものです。

番号8695番は、労力不足のため、農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

**<議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について>**

議 長

議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めま



す。

三和区  
駐在室

議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権設定2件を説明いたします。8頁、番号8606番から8607番をご覧ください。

いずれも人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

議 長

以上で、用意された議案の審議は終了しました。

#### 【7. その他】

上野部会長

他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。

大滝委員

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案が5月20日に国会を通りました。人・農地プランが地域計画に変わり、来年4月に施行されます。

今日の議案に違反転用が頸城区と吉川区でありました。

全国でも違反転用が年間3,600件位あります。

規制改革会議で指摘されているが、違反転用がどうしてこんなに多いのか、農業委員会は何をしているのかという話もあったそうです。

今度、地域計画になりますと農地を一筆ごとにあたっていくわけですから、今日みたいに、違反転用がありました、ということになりますので、今から違反転用が無いようにしていかななくてはならないと思いますし、広報等で周知してもらい、といった事が大事かと思しますので、意見を申し上げさせていただきました。

上野部会長

周知の方法等、皆さんに諮っていただきたいと思います。

上野部会長

他に何もありませんので、この後の進行は事務局に代わります。

長時間のご審議、ご苦勞様でした。

<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>上野部会長、ありがとうございました。</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p><b>【8. 部会長職務代理あいさつ】</b>          閉会のごあいさつを職務代理の岸田委員からお願いいたします。            (岸田職務代理あいさつ)</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p><b>【9. 閉会】</b>          以上をもちまして、令和4年度第3回第二農地部会定例会を閉会いたします。          皆様、お疲れ様でした。    <p style="text-align: right;">午後3時53分終了</p>           (農地部会終了後、地区会議開催)</p>